

会員となることのできる団体等の要件

当別町町民活動支援システムポータルサイト会員利用規約第2条第1項に定める団体等の要件は下記のとおりとする。

1.当別町内で活動する次の各号に該当する団体等で、利用規約の内容に同意できる団体

- (1) NPO 法人
- (2) ボランティア団体
- (3) 活動を目的に組織された任意団体
- (4) 町内会
- (5) 公的機関
- (6) その他当別町が認める団体

2.その他

- (1) 町内で主要な活動していれば、町内に事務局がなくても登録できるものとする。
- (2) 提出された登録申請書を当別町で審査し、登録承認の可否を決定する。

次の団体は登録できないものとする。

1. 宗教の教義を広め、儀式、行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
3. 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
4. 暴力団又は暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体
5. その他公益を害する行為をするおそれのある団体